（免許申請書の添付書類）

第四条　法第六十五条第二項第七号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　免許を受けようとする者が株式会社である場合にあっては、次に掲げる書類

イ　主要株主（総株主の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の百分の十以上の議決権を保有している株主をいう。第十三条第二項第七号において同じ。）の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面

ロ　親法人（免許を受けようとする者の総株主の議決権（イに規定する議決権をいう。）の過半数を保有している法人その他の団体をいう。次号において同じ。）及び子法人（免許を受けようとする者が総株主、総社員又は総出資者の議決権（株式会社にあっては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の過半数を保有している法人その他の団体をいう。同号において同じ。）の概要を記載した書面

ハ　取締役及び監査役（委員会設置会社にあっては、取締役及び執行役。ハにおいて同じ。）の履歴書及び住民票の抄本又はこれに代わる書面並びに取締役及び監査役が法第六十六条第二項第四号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを当該取締役及び監査役が誓約する書面

ニ　会計参与設置会社にあっては、会計参与の履歴書（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面）及び住民票の抄本又はこれに代わる書面（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の登記事項証明書又はこれに代わる書面）並びに会計参与が法第六十六条第二項第四号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを当該会計参与が誓約する書面

ホ　取締役（委員会設置会社にあっては、執行役）の担当業務を記載した書面

二　免許を受けようとする者が一般社団法人である場合にあっては、次に掲げる書類

イ　社員の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面

ロ　親法人及び子法人の概要を記載した書面

ハ　理事及び監事の履歴書及び住民票の抄本又はこれに代わる書面並びに理事及び監事が法第六十六条第二項第四号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを当該理事及び監事が誓約する書面

ニ　理事の担当業務を記載した書面

三　資金清算業に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況並びに当該従業員の配置の状況を記載した書面

四　資金清算機関の事務の機構及び分掌を記載した書面

五　業務開始後三年間における収支の見込みを記載した書面

六　業務方法書に法第七十一条第二項第八号に掲げる事項を定める場合にあっては、契約の相手方その他の参考となるべき事項を記載した書面

七　その他参考となるべき事項を記載した書面

第二章　業務

（他の業務の承認の申請等）

第五条　法第六十九条第一項の承認を受けようとする資金清算機関は、次に掲げる事項を記載した申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一　承認を受けようとする業務の種類

二　当該業務の開始予定年月日

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　当該業務の内容及び方法を記載した書面

二　当該業務を所掌する組織及び人員配置を記載した書面

三　当該業務の運営に関する規則

四　当該業務の開始後三年間における収支の見込みを記載した書面

3　金融庁長官は、第一項の承認の申請があった場合においては、その申請が資金清算業を適正かつ確実に行うにつき支障を及ぼすおそれがないかどうかを審査しなければならない。

（承認を受けた業務の廃止の届出）

第六条　法第六十九条第二項の規定により届出を行う資金清算機関は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。

一　法第六十九条第一項の規定により承認を受けた業務の種類

二　当該業務を廃止した年月日

三　当該業務を廃止した理由

（資金清算業の一部の委託の承認の申請等）

第七条　法第七十条第一項の承認を受けようとする資金清算機関は、次に掲げる事項を記載した申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一　業務を委託する相手方（以下この条において「受託者」という。）の商号又は名称及び住所

二　委託する業務の内容及び範囲

三　委託の期間

四　委託する業務の委託契約において、受託者が当該業務を適正かつ確実に遂行するための措置として付している条件の内容

五　受託者の選定に係る基準

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　理由書

二　委託する業務の委託契約の内容を記載した書面

三　受託者が法第六十六条第二項第二号及び第三号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面

四　受託者の取締役及び監査役（理事、監事その他これらに準ずる者を含み、委員会設置会社にあっては、取締役及び執行役とする。以下この条において同じ。）が法第六十六条第二項第四号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面

五　受託者の登記事項証明書

六　受託者の定款

七　委託する業務の実施方法を記載した書面

八　受託者の最近三年の各年度における事業報告、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに代わる書面

九　受託者の取締役及び監査役の氏名を記載した書面

十　受託者の取締役及び監査役の住民票の抄本又はこれに代わる書面

十一　受託者の取締役及び監査役の履歴書

十二　受託者が会計参与設置会社である場合にあっては、受託者の会計参与の氏名又は名称を記載した書面、住民票の抄本又はこれに代わる書面（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の登記事項証明書）及び当該会計参与の履歴書（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面）並びに当該会計参与が法第六十六条第二項第四号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面（会計参与が法人であるときは、当該会計参与が同項第三号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面）